

小規模事業者経営改善資金融資制度

マル経融資



こんなお困りごとはございませんか？



マル経融資は

運転資金



給与・賞与の
支払い

PRのための
広告費

仕入れの拡充
資金

設備資金



営業車両の
購入

店舗の
改装資金

ソフトウェアや
パソコンの購入

国の融資制度

10万円からご利用可能

無担保

無保証人

マル経融資

新型コロナウイルス対策
マル経融資（別枠）

利率

（令和6年11月1日現在）

1.45%

※2024年7月1日から利率低減措置は廃止されました

融資限度額

2,000万円

※1,500万円超の借入の場合には事業計画書等
が必要となります

1,000万円

返済期間

運転資金 7年以内（据置期間1年以内）
設備資金 10年以内（据置期間2年以内）

運転資金 20年以内（据置期間5年以内）

※2024年7月1日から設備資金の取り扱い廃止されました

対象
（主な項目）

- 最近1年以上、川崎市内で事業を営んでいる
- 従業員が20名以下（商業・サービス業は5人以下）の事業者
- 納期限の到来しているすべての税金を完納している
- 原則として、川崎商工会議所の経営指導を6ヵ月以上受けている
- 日本政策金融公庫の融資対象業種である

新型コロナウイルスの影響により以下の①または②に該当する方

- ① 最近1ヵ月等の売上高又は過去6ヵ月（直近1ヵ月を含む）の平均売上高が前6年のいずれかの年の同期と比較して5%以上減少した者であって、売上減少申告書等を提出できる者
 - ② 債務負担が重くなっている者
- ※詳細はお問い合わせください

※審査の結果、お客様のご希望に添えない場合がございます。

■お問い合わせ先■



川崎商工会議所 中小企業振興部

本部・川崎幸支所
高津宮前支所

TEL：044-211-4114
TEL：044-811-2804

中原支所
多摩麻生支所

TEL：044-433-7755
TEL：044-932-1100